

四日市市告示第 4 4 7 号

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 3 6 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の負担） 第 7 条 （略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、対象者が 1 8 歳未満の重度障害児である場合の利用者負担額は、法に基づく補装具費の例による。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 4 3 条の 3 第 1 号中「三万七千二百円」とあるのは、「千三百二十円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（費用の負担） 第 7 条 （略）</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）